

## 法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 独立行政委員会の合憲性（具体例を挙げること）。
- (2) 行政行為（行政処分）の職権取消と撤回の異同

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

A市では、週末ごとに多数の暴走族が、A市の管理する中央公園（以下、「本件公園」という。）に集まり、歓声を上げたり、オートバイで騒音を出したりしていた。そのため、週末に本件公園を訪れる市民や観光客が激減し、公園近辺の飲食店等の売上げが落ち込む等の問題が起きていた。そこで、地元住民からの強い要望を受けて、A市議会は、「A市暴走族追放条例」（以下、「本件条例」という。）を制定した。なお、本件条例は、「暴走族」の意義について、「暴走行為をすることを目的として結成された集団又は公共の場所において、公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせるような特異な服装若しくは集団名を表示した服装で、い集、集会若しくは示威行為を行う集団をいう」と定めている（本件条例 2 条 7 号。なお、「い集（蝟集）」とは、「一か所に群がり集まること」を意味する。）。

A市内最大の暴走族である「死神」の隊長であるXは、本件条例の制定に反発して、「死神」の構成員 50 名と共謀の上、本件公園において、A市長の許可を得ずに、次の行為を行った。すなわち、全員が「死神」の名前を刺繍した「特攻服」（学生服の上着のカラーを高くし、丈を異常に長くしたもの）を着用し、サングラスやマスクで顔の全部又は一部を覆い隠した姿で円陣を組み、「死神参上」や「暴走御免」等の文字が大書された旗を 15 本立てて、各人が順番に「死神よろしく！」と絶叫したり、全員で「暴走族追放条例、絶対ぶつつぶす！」と叫んだりして、大いに氣勢を上げた。

近隣住民からの通報で駆け付けたA市職員（A市長の権限を代行）は、本件条例 17 条に基づき、Xに対して警告の後、集会の中止と退去を命令したが（以下、「本件命令」という。）、Xが従わなかったため、Xは本件命令違反を理由として逮捕・起訴された。

設問：Xの立場から法的主張をした上で、その主張の当否について、あなた自身の見解を示しなさい。

【資料】A市暴走族追放条例（抄）

第1条 この条例は、暴走族による暴走行為、い集、集会及び祭礼等における示威行為が、市民生活や少年の健全育成に多大な影響を及ぼしていることから、暴走族追放に関し、本市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴走族のい集、集会及び示威行為、暴走行為をあおる行為等を規制することにより、市民生活の安全と安心が確保される地域社会の実現を図ることを目的とする。

第 16 条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 公共の場所において、当該場所の所有者又は管理者の承諾又は許可を得ないで、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集又は集会を行うこと。

(2号以下は省略)

第 17 条 前条第 1 号の行為が、本市の管理する公共の場所において、特異な服装をし、顔面の全部若しくは一部を覆い隠し、円陣を組み、又は旗を立てる等威勢を示すことにより行われたときは、市長は、当該行為者に対し、当該行為の中止又は当該場所からの退去を命ずることができる。

第 19 条 第 17 条の規定による市長の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

過疎化が進むA市は、学童人口の減少が著しいため、A市内にある三つの小学校（A市立B小学校、C小学校及びD小学校）を統合する方針を決定し、A市立C小学校及びD小学校を廃止する旨の条例（以下、「本件条例」という。）を制定し公布した。本件条例が施行されると、C小学校からB小学校に転校することになる小学5年生の子の保護者であるPは、子が通学に要する時間は従来とほとんど変わらないものの、子を同一の小学校に6年間通わせることができるという期待を裏切られたことについて不服を有している。また、本件条例の施行に伴い、D小学校からB小学校に転校することになる小学1年生の子の保護者であるQは、子が従来は徒歩10分程度で通学できたにもかかわらず、本件条例施行後はバスと電車を乗り継いで約2時間かけないと通学できなくなることについて不服を有している。そこで、P及びQは、A市を相手取って、本件条例の取消訴訟（行政事件訴訟法3条2項）を提起することを検討している。

設問：本件条例が取消訴訟の対象である「処分」（行政事件訴訟法3条2項）に該当するかどうか、検討しなさい。

【資料】

学校教育法（抄）

第16条 保護者……は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第17条① 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校……に就学させる義務を負う。……

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。……

学校教育法施行令（抄）

第5条① 市町村の教育委員会は、就学予定者……について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校……の入学期日を通知しなければならない。

② 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校……の数……が2以上である場合……においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校……を指定しなければならない。

学校教育法施行規則（抄）

第32条① 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項……の規定により就学予定者の就学すべき小学校……を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。……